

14. 瀬越町の自治組織と町会運営の変遷(瀬越町)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家上, 幸子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4890

14. 瀬越町の自治組織と町会運営の変遷

I はじめに：瀬越町の行政枠組みの変遷の概要

II 「瀬越村」時代：1954（昭和29）年まで

III 町村合併期とそれ以降：1954年から現在

IV 考 察

V おわりに

I はじめに：瀬越町の行政枠組みの変遷の概要

1. 本稿の目的と構成

瀬越町は、明治中頃まで北前船による交易とその関連産業で栄え、「日本一裕福な村」と言われた歴史を持つ。現在でも、町内に残る30余りの土蔵や、北前船主であった大家家の屋敷跡を囲む高い塀や長屋跡、白山神社の拝殿と公民館に飾られた多数の鮮やかな船絵馬などが、瀬越町のかつての繁栄を物語っている。今となっては北前船産業に直接関わった住民はもちろん存在せず、現在の瀬越町にとって「北前船」は、すでに100年前の過去の歴史となってしまった。瀬越町はもう1つ特異な歴史を持っている。それは、戦後しばらくまで瀬越という1つの字が、「瀬越村」という1つの行政単位となっていたということである。このことは、「北前船主の里」であったという歴史と無関係ではない。本稿では、これら2つの密接に関係しあった瀬越町の特異な歴史が、集落の自治組織や運営の面で過去にどのような影響を与えてきたのか、そして現在どのように反映されているかを探る。

先ずこの節で瀬越町の行政枠組みの変遷を概説する。そして次節で行政村時代の自治組織と町の運営のやり方を主に財政面から述べ、IIIで、他の町村との合併以降の自治組織と町会運営について説明する。なお、[年表-1]には瀬越町に関する主な出来事を記載した。最後に、町会運営の面で「北前船」の歴史がどのような意味を持ってきたかを考察したい。

2. 瀬越町の行政枠組みの変遷の概要

瀬越町は、地理的にも近隣の集落から独立しており、社会的なまとまりとして1つの集落を形成している。このまとまりは、1つの独立した生活共同体であるが、古くは藩の、明治以降は郡や市や県、あるいは国家の行政の末端の単位として、上位の行政単位を形成するものの1つとしても位置づけられる。特に明治時代前半は、新政府が地方の最も末端にある村落組織をも新たな中央集権国家の枠組みの中に取り込もうとして、地方行政制度の再編の様々な試行錯誤を行う中で、瀬越も行政単位として様々な位置づけがなされた¹⁾。

1889（明治22）年の町村制施行によって地方行政制度はようやく確立される。その時に行政単

[年表-1]

年	瀬越町を取りまく主な出来事	瀬越町内の主な出来事
1878 (明治11) 年		瀬越村小学校舎完成
1889 (明治22) 年	町村制施行、地方行政単位として字瀬越と字吉崎による瀬越村が新設	(石川県江沼郡瀬越村)
1891 (明治24) 年	字吉崎が三木村に分離編入、瀬越村は字瀬越による一字一村となる	
1894 (明治27) 年		瀬越村役場完成
1924 (大正13) 年		『石川県江沼郡瀬越村誌』発行
1928 (昭和3) 年		消防団資材格納庫完成 電話架設完成
1929 (昭和4) 年		竹の浦名所記念歌碑完成
1930 (昭和5) 年		瀬越小学校新校舎(現加賀市青年の家)完成
1931 (昭和6) 年		『瀬越村報』発行(～1937年) 瀬越橋鉄筋コンクリート架け替え工事完成
1932 (昭和7) 年		県道瀬越塩屋間改築工事完成(約3分の1の経費を地元負担)
1934 (昭和9) 年		火葬場完成
1935 (昭和10) 年		火見所完成
1936 (昭和11) 年		隔離病舎完成
1937 (昭和12) 年		葬器具置場完成
1940 (昭和15) 年		警防団事務所完成
1945 (昭和20) 年	第2次世界大戦終結	
1948 (昭和23) 年	福井大地震	
1950 (昭和25) 年	ジェーン台風	
1953 (昭和28) 年	町村合併促進法施行	
1954 (昭和29) 年	瀬越村、大聖寺町に編入	(石川県江沼郡大聖寺町瀬越)
1955 (昭和30) 年		瀬越村森林生産組合設立
1956 (昭和31) 年	新市町村建設法施行	
1958 (昭和33) 年	江沼郡を廃し加賀市新設	(石川県加賀市大聖寺瀬越町)
1967 (昭和42) 年	瀬越小学校と塩屋小学校の合併に伴い緑が丘小学校新設	
1993 (平成5) 年		公民館完成 白山神社一部改修
1994 (平成6) 年		白山神社絵馬53点市指定文化財に指定 白山神社神殿屋根ふきかえ工事完成 北前船の模型を出した納涼祭開始 火葬場取り壊し、墓地整備着工
1995 (平成7) 年		瀬越橋架け替え工事完成

位としての「瀬越村」(石川県江沼郡瀬越村)が誕生した。現在、その時期の新町村の成立に伴う町村合併が、「明治の大合併」と言われるように、この時の町村制では、旧来からの集落を1つの自治体としてある程度認めた上で、行政業務の合理化のために、いくつかの集落を合併し新町村とするということを1つの目的としていた。この時瀬越村も、瀬越に隣の吉崎を編入する形で成立している。合併時、瀬越は201戸、吉崎は68戸であったが、『石川県町村合併誌』には、この時の合併の理由として、瀬越には資力があるが吉崎は資力が無く独立した自治体としてやっていくのは困難なためと、吉崎側に合併の必要があったことが述べられている²⁾。この時期から間もなく北前船交易は衰退に向かうが、瀬越では依然として交易関連産業の余力や二大北前船主の繁栄で、行政村として十分にやっていける財力を保持できた。その為、1891(明治24)年、吉崎が三木村に分離編入され瀬越村は瀬越単独で行政村となるが、それから戦後しばらくまで一字一村で村の運営を行ってこれたのである。

しかし1954(昭和29)年、すでに総戸数が100を大きく割っていた瀬越村は、行政規模としても財政的にも独立自治を維持できなくなり、大聖寺町に編入される(石川県江沼郡大聖寺町瀬越)。折しも、その前年から町村合併促進法が施行されており、1956年には新市町村建設促進法案が出されて、全国的に町村合併が促進されていた時期でもあった。すぐに1958年に加賀市が新設されたのに伴って、瀬越は加賀市の中の1集落となって現在に至っている(石川県加賀市大聖寺瀬越町)。

以上のような行政枠組みの変遷の中で、瀬越町がどのような自治組織を持ち、町会運営を行ってきたかを以下に述べていく。

II 「瀬越村」時代：1954(昭和29)年まで

1. 町村制下の町村機構

先ず1889年施行の町村制は、新町村をどのようなものとして規定していたのかを見ていこう。明治政府はそれ以前にも行政区画の編成を様々に試行錯誤していたが、それらにおいては、旧来の集落を自治的なまとまりと認めず、いくつかの集落をまとめて1つの行政単位とし、官選の長が直接各集落を統制しようとした。しかし旧来からの社会的・経済的共同体であった集落としてのまとまりを無視した制度は上手く機能せず³⁾、結局町村制ではそのようなまとまりを考慮した上で新町村を誕生させ、それらに自治体としての法人格を認めることになった。

町村には執行機関として町村長・助役が置かれ、それらは議決機関として置かれた町村会で選出され、県知事の認可を受けた。「町村会は町村一切の事件および法令勅令等による委任事務を審議議決する機関と規定され、条例規則制定、予算決定、決算の認定、町村税・使用料手数料・夫役現品の賦課徴収方法の決定、町村行政監督権、意見提出権などの権限を持つものであった」⁴⁾。町村会議員は、住民による選挙で選ばれたが、当初は国税の納付額などで参政権が制限されてい

たため、町村政治の支配権は地主もしくは有力者に与えられることになった。「町村長の権限についてみると町村長は町村の固有事務の執行者であり、町村財産の管理、町村歳入の管理、町村吏員の監督、使用料・町村税等の賦課・徴収などを担当するが、国からの委任事務については町村会とは無関係に上級官庁から指揮命令を受け、上級官庁に関してのみ責任を持っていた」⁹⁾ 町村では、町村会が町村政治の中心となっていたが、執行においては実質的には上級機関（内務大臣—知事—郡長）の官僚的統制を受けていた。特に町村税を中心とした町村財政は上級機関が定める税制に大きく左右された。

町村制下の町村機構はこのように上級機関の監督統制を受けるという中である程度の自治を行っていた訳であるが、では瀬越村では具体的にどのように村政が行われていたのでしょうか。

2. 瀬越村の村政機構

瀬越村（1889～1954年）も行政村として上述の規定の中で運営が行われた。瀬越村時代は60年以上の期間があり、もちろんその中で制度の改正や村政の変化などはあったであろうが、ここでは『瀬越村報』（1931～1937年）の記録を元に、調査中の聞き取りを交えながら述べていく。

村役場吏員としては村長、助役が各1名、書記が1名あるいは2名置かれていた。村長は瀬越村時代を通して9名いるが、いずれも大学などで高等教育を受けた有識者であったという。中には中央官僚や郡会以上の議員の経歴を持つ者もいた。彼等は瀬越村の出身者ではなく、全く瀬越にゆかりのない者であったが、成功した瀬越出身の有力者を通して村長として迎えられた。『石川県江沼郡瀬越村誌』を編集した第5代村長の高澤小一郎や、『瀬越村報』を編集した第6代村長の上田道太郎も、そのようにして迎えられた村長であり、『村誌』の中で高澤は、自分が瀬越村に不案内であることを告白しているし、『村報』の中で上田は村内在住者名簿において寄留者の欄に入れられている。また『村報』において当時の世界情勢に関する論文等が転載されているのは、戦時下であったことはもちろんだが、編者がそのような有識者であったことも1つの要因であろう。

村会議員は8名、その下に協議員として2名あるいは3名が置かれていた。また学務委員、衛生委員、統計調査委員、道路委員、墓地委員、社会教育委員、結核予防委員など各種の委員が1人ないしは数名ずつ置かれ、各分野の事業を担当していた。村内にある白山神社の氏子総代は常に同じ人物3名が担当していた。『村報』が発行された7年の間、委員の種類や担当人数は年々増えており、1931年では4種8名だったものが、1937年では7種22名にまでになっている。これは、上級機関からの委任業務が増えたためと思われる。議員、協議員、各委員の中には、複数の担当を兼任する者も多く、再選再任も多い。彼等の職業を見てみると、農業の者は2～3人でほとんどが商業や自営業である。また、海運業で成功した二大富豪のうち一方、^{おおいえ}大家家の本邸支配人の1人も常に名を連ねている。従ってこの時期、瀬越村も他の町村と同様村の運営は一部の、しかも裕福な者達を中心に行われていたと思われる。しかしそれ以上に村外の有力者達の影響は

大きかった。その影響は前述した村長の選出のみにとどまらず、村政の基盤そのものに深く関わっていた。

3. 村政と財政

瀬越村は明治期からすでに戸数の減少が著しく進んでおり、村落規模から見れば没落の一途をたどっていったように見える⁶⁾。しかし町村制施行以降も石川県は一貫して行政の合理化のために町村合併を押し進めていく中、戸数が激減していく瀬越村が合併の対象にならず、行政村としての地位と機能を保持していられたのは、同村の財政面に大きな理由があった。

先ず当時の税制と瀬越村を含む町村の財政状況を見よう。前述したように町村は、国家や上位の行政の規制の下に自治を行っていたわけであるが、経費の財源、特に町村税の徴収に関してもそれらから規制を受けていた。税制が変化すれば町村の歳入状況も変化を余儀なくされるのである。『加賀市史』に掲載されている1892（明治25）年度と1920（大正9）年度の江沼郡下各町村の歳入状況からは、瀬越村をはじめとする当時の江沼郡下各町村の財政事情の一端を知ることができる。表-1と表-2はそこから瀬越村の他に、比較のために江沼郡の中心地である大聖寺町、隣村の塩屋村、瀬越同様北前船主を多く輩出した橋立村、農村部の三木村を抜粋した⁷⁾。

町村制では基本財産収入及び使用料、手数料が第一次財源と規定され、町村税は第一次収入に不足ある場合に国税や県税の付加税として賦課すべきものとされていた。しかし瀬越村をはじめ江沼郡全体でも基本財産は極めて少なく、ほとんどが町村税に依存していた。町村税は戸数割、地価割、営業割の3種類あったが、1892年度の統計では瀬越村は戸数割のみで全歳入の約95%を占めていた。同年の全歳出の内、役場費が約86%を占めていることから、瀬越村では役場業務の諸経費と職員の人件費に収入のほとんどを費やしていたことが分かるが、当時の役場業務の規模

表-1 江沼郡各町村歳入（1892〔明治25〕年度）

（単位＝円）

町村名	財産ヨリ 生ズル収入	使用料・ 手数料	雑収入	前年度 繰越金	国庫 交付金	県税 交付金	寄付金	町 村 税			群 費 補助金	合 計
								地価割	営業割	戸別割		
瀬越村	-	-	-	18.749	8.263	2.712	-	-	-	533.860	-	563.584
(%)	(-)	(-)	(-)	(3.33)	(1.46)	(0.48)	(-)	(-)	(-)	(94.73)	(-)	(100)
大聖寺町	101.500	8.005	1,362.630	318.498	24.302	120.708	-	199.277	-	4,422.877	-	6,557.797
(%)	(1.54)	(0.12)	(20.78)	(4.86)	(0.37)	(1.84)	(-)	(3.04)	(-)	(67.46)	(-)	(100)
三木村	-	-	-	3.935	1.194	7.679	-	848.338	-	647.269	-	1,508.415
(%)	(-)	(-)	(-)	(0.26)	(0.08)	(0.51)	(-)	(56.24)	(-)	(42.91)	(-)	(100)
塩屋村	15.600	300	1.860	19.478	5.302	14.295	-	30.995	-	1,577.530	-	1,665.360
(%)	(0.94)	(0.02)	(0.11)	(1.17)	(0.32)	(0.86)	(-)	(1.86)	(-)	(94.72)	(-)	(100)
橋立村	-	-	-	-	11.826	6.139	-	75.000	-	797.664	-	890.629
(%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1.33)	(0.69)	(-)	(8.42)	(-)	(89.56)	(-)	(100)

明治25年「江沼郡統計書」（『加賀市史』通史・下巻、46～47より一部を抜粋）

表-2 江沼郡各町村歳入 (1920 [大正9] 年度)

(単位=円)

町 村	財産ヨリ 生ズル収入	使用料及 手数料	前年度 繰越金	町村税	交付金	補助金及 奨励金	寄付金	公債及 繰入金	雑収入 其他	合 計
瀬 越	374	40	4,960	4,832	2,665	-	14,780	200	5,083	32,934
(%)	(1.14)	(0.12)	(15.06)	(14.67)	(8.09)	(-)	(44.88)	(0.61)	(15.43)	(100)
大聖寺	713	1,590	1,743	69,119	5,137	162	370	3,384	647	82,865
(%)	(0.86)	(1.92)	(2.10)	(83.41)	(6.20)	(0.20)	(0.45)	(4.08)	(0.78)	(100)
三 木	317	289	1,077	13,534	922	304	135	-	364	16,942
(%)	(1.87)	(1.71)	(6.36)	(79.88)	(5.44)	(1.79)	(0.80)	(-)	(2.15)	(100)
塩 屋	601	370	1,430	11,653	1,258	-	1,181	-	570	17,063
(%)	(3.52)	(2.17)	(8.38)	(68.30)	(7.37)	(-)	(6.92)	(-)	(3.34)	(100)
橋 立	307	109	504	10,695	733	2	114	-	51	12,515
(%)	(2.45)	(0.87)	(4.03)	(85.46)	(5.86)	(0.01)	(0.91)	(-)	(0.41)	(100)

大正9年「江沼郡統計書」(『加賀市史』通史・下巻、60~61より一部を抜粋)

と経費は小さなもので、瀬越村では戸数割りの収入で十分だったと思われる。

しかし1920年度になるとその状況は一変する。『加賀市史』によると1920年という年は第1次世界大戦時の特需の反動で全国的に大不況に見舞われた時期で、さらに明治から大正にかけて町村の業務は拡大したこともあって町村の経費は膨張したという⁸⁾。町村制施行当初は役場の仕事と言えば主に戸籍や兵役事務を中心とした窓口業務で、経費も大きくなかったが、日露戦争前後から国が町村に委任する業務は、勸業、土木、教育などに関わる公共施設や事業を整備する方向に変化していった。それらの事業の遂行には巨額の経費がかかり、当初は国庫から補助を与えるという形がとられていたが、日露戦争後の不況で国家財政が苦しくなると、町村に課せられる負担も増えていき、業務内容と共に経費も膨張したのである。1892年から1920年までに町村の財政規模は10倍から20倍に膨張している。財政需要の増加に対応するために政府は町村税の増税を認め、旧来3種の賦課率が引き上げられると共に、明治末年からは国税付加税として所得税、営業税の付加税が、県税付加税として営業割・雑種税の付加税が付け加えられた。そのため1920年でも各町村では、全歳入の内町村税収入の割合が依然として高い。しかし同年の瀬越村では歳入合計に占める町村税の割合は15%しかなく、その代わり総額の約半分を寄付金が占めており、当時の瀬越村の財政は他と比べて非常に特異なものであったことが分かる。また1892年から1920年への歳入総額の膨張は、瀬越村では約60倍にもなっており、しかも戸数が激減する中であるから、この歳入の増加率も同村の財政状況の特異性をさらに裏付けるものである。

また税収の内訳をみると、瀬越村も依然として戸数割による税収が8割を占めるが、その他の収入内訳をみると、江沼郡下の商工業の中心だった大聖寺町を例外とすれば、他の3村に比べ所得税付加税と国税営業税付加税の割合が高い⁹⁾。この付加税と前述の寄付金による収入は、瀬越

村出身で北前船主の家に生まれ、北前船交易衰退後も海運業で成功を収めた、大家七平と^{ひろみ}広海二郎によるところが大きい。大家家、広海家は瀬越村では「御両家」と呼ばれ、ことあるごとに瀬越村に対して多額の寄付を行っていた。

ちなみに1920年度の江沼郡各町村諸税負担額をみると、瀬越村は町村税負担では江沼郡下で最も低い、国税の負担の割合は他と比べて群を抜いて高い。国税と地方税の合計は大聖寺町が江沼郡全体の約半分を負担しており最も高いが、現住戸数1に対する負担額に直すと、町村税負担が最も低い瀬越村が、大聖寺町の2倍近く、江沼郡平均の4.5倍近くになっている¹⁰。

昭和に入ってから不況は、全国的に町村税のさらなる引き上げを余儀なくさせたが、その中瀬越村は、同村に本籍を置く一部の高額所得者が納める多額の国税によって、実質上村税であった国税付加税や村に還付される交付金は高額なものとなっていた上に、寄付金によって村財政は潤っていた。村役場の資料である『瀬越村村治一覧表』をみると、交付金は1932年では全収入の2割、1939年には6割近くを占めている¹¹。また「その他の収入」も軒並み全歳入の2、3割を占め、別に「寄付金」の枠がないことからこれは恐らく寄付金と考えられる。瀬越村の財政を支えた高額所得者達は、北前船時代の商業的ネットワークを基盤に拠点を村外の都市に移して新事業で成功した者達であったが、その中心人物は「御両家」である。複数の字で行政単位を形成していた他の町村では、各集落独自の運営財源として町村税とは別にさらに「小物成」と呼ばれる区費を徴収していた中で、瀬越村の住民は村税すら払う必要が無く、当時を知る現住者によれば実際村税を払っていなかったという。

行政村であったということは、前述したように政府が出す各方面の諸法令に沿って、勧業、土木、教育などに関する公共施設や事業の整備を行わねばならなかったと同時に、村独自の事業も村の財政で行わねばならなかったということであった。瀬越村の豊かな財政は、それらの事業を近隣の町村以上の規模と質で行うことを可能にした（年表-1参照）。例えば、1930年に新築された小学校校舎は、その建築自体は国からの委任事業であるが、木造2階建てで体育館まで供えた近隣の町村にはない立派なものだった。この新校舎の総工費は当時の瀬越村の年間予算の総額を上回るものであったが、その9割以上は大家・広海による寄付金であった。消防面では器具が充実し、消防組は手押しポンプ車の他に当時では珍しいガソリンポンプ車を所持していた。衛生面では1936年に隔離病棟が建てられている。インフラの面では、近隣の町村ではほとんどなかった舗装道路が整備され、1931年には瀬越橋がコンクリート製の橋に掛け替えられている。戦後すぐ瀬越に婚人してきたある女性は、村内の道路が舗装されていたのに驚いたと語っていた。

瀬越村はむしろ常に金余りの状態であったという。学識のある村長を有給で迎えることができたのも、財政にそれだけの余裕があればこそであった。また聞き取りによれば、予算案ができると代表者が大家、広海のもとに出かけ、両者の承認が取れば即議会で可決され、村会議は実質温泉街へ出かけて豪遊することだったという。村役場の職員はといえば目的地のない「出張」に

行かされ、結局温泉街で遊んで帰ったというほど、村は歳入の使い道に「困って」いたようだ。また町村合併で編入先の役場に吸収された元瀬越村役場職員の給料は、編入先の部署の上司よりも高かったという。報酬が高い上に村の金を「合法的に」個人の娯楽に流用できる議員や役場の職員に、買収工作をしてまで皆がこぞってなりたがったというもうなずける話である。さらに当時ではそれ自体珍しかった修学旅行が敢行され、自動車を仕立てて村会議員も同行し、旅費は全て村が負担し、その上、土産物まで買い与えたという話も聞かれた。

税金が不要な上に公共施設が当時の水準以上に整備され、財政の豊かさが村民に還元されさえした瀬越村は、近隣の村から見ると一種の「理想郷」であった。さらに「御両家」の恩恵は瀬越村だけでなく郡にとっても大きなものだった。「御両家」は寄付によって郡費の4分の1を負担したこともあるし、大聖寺中学（現在の大聖寺高）校建設にあたっては両家の了承と資金援助によって可能であったとさえ言われている。瀬越村の名は郡下、県下にも広がる中、瀬越村民は近隣から「瀬越のお方」と呼ばれ、「金持ち」として特別視されていたという。瀬越村時代を知る現在の住民の中にはその当手を振り返り、近隣の村と比べると瀬越は「生活程度が高かった」と語る人もおり、当時の瀬越村民自身も優越意識を持ち「理想郷」を自負していたのかもしれない。

しかしそんな「理想郷」から人々は次々に去っていった。13章でも述べられているが、『村報』に見られるように地場産業の欠如ゆえの過疎化は、瀬越村の抱える第一の問題と受け止められ、村政上の課題であった。その対策として村は矛盾し合う2つのことに同時に力を入れていた。1つは地場産業を興すこと、もう1つは教育、特に高等教育を受けさせ、村外に就職させようとするのであった。産業の振興においては、産業奨励金を出して養鶏業や養蚕業をはじめ新産業の組合を次々に設立し、適当地場産業を開拓して世帯数の維持につなげようとした。教育面においては、聞き取りによれば1940年頃までは、尋常小学校から上の学校へ進学しようとする者全てに奨学金を出し、学費も村が全額負担していたという。しかし新産業はいずれもうまくいかず、長続きしなかった。また高等教育を受けてもその教育程度に見合った就職口は地元近辺には無く、『村報』では村外在住者に対して繰り返し就職の斡旋を呼びかけている。1933年発行の『村報』第3号から見られる村の委員の中の「社会教育委員」は、県知事が「社会教育振興を図るため社会教育委員規定公布し」²⁹⁾ たのに伴い各町村に設置された委員であるが、瀬越村では村内委員と合わせて同村に本籍のある村外の有力者を地方委員として任命し、「社会教育委員会の施設を利用し職業紹介の業務を執り村民の外界発展を期」³⁰⁾ そうとされていたようである。就職先を村外に求めることを余儀なくさせる進学率や教育程度の高さはかえって離村を促進させていたとも言える。

戦後の諸制度の改革によって瀬越は行政村の形を維持できなくなっていく。地方制度の改革は町村の自治体としての権限を大きくしたが、それと同時に行政業務も大幅に拡大し経費も膨張した。これは瀬越村を始め他の自治体にとっても大きな負担であった。これまでの小規模な自治体

の規模と運営ではそれらに対応できないとして、全国的に町村合併の機運が高まり、政府は1953年、町村合併促進法を施行した。その中瀬越村では、財閥解体と農地改革で打撃を受けた大家・広海の両家からは、以前のような寄付は期待できなくなり、また国県税の徴収が村役場の業務からはずされたことで、実質村の財政を支えていた国税の還付は受けられなくなっていた。さらに1948年の福井大地震は村に大きな被害をもたらし、同年の歳入では合計の6割以上を国と県の支出金と村債に頼らざるをえなかった¹⁴⁾。1949年頃には県でも最も貧しい村といわれるまでに村財政は行き詰まっていた。すでに世帯数も100を割り、合併は必然となった瀬越村は、1953年から近隣の町村に編入を打診し、交渉に入った。大聖寺町と塩屋村のどちらへ編入するかで協議が難航する中、村の財政は村有財産を処分しなければならない状態にまで逼迫し、予算も年度の途中までしか組んでいなかった。結局1954年、県下でトップを切って瀬越村は大聖寺町に合併編入されることになる。その後大聖寺町は1958年に加賀市が新設されるのにもなって、江沼郡下の他の町村と共に加賀市に組み込まれ、瀬越は同市の末端単位となった。

Ⅲ 町村合併期とそれ以降：1954年から現在

1. 合併前後の瀬越の動き

合併期の瀬越村において、村長以下村会議の関心のひとつは、他町村への編入後も村有財産を保持することであった。大聖寺町へ最初に編入の打診を行ったとき、瀬越村は村役場の建物を含む村有地はそのまま瀬越所有とすることををはじめ様々な条件を出している。貧しい瀬越村の編入は大聖寺町にとっては何の利益も見込めず、むしろ負担だと思われていたらしいことを当時の新聞報道は臭わせている。その上瀬越村側が出した編入条件は一方的なものであったために、大聖寺町議会は当初瀬越村の編入に難色を示し、一時は塩屋村へ編入という話も持ち上がった。しかし結局大聖寺町へ編入が決定し、瀬越村時代の基本財産及び公共施設や公共業務は町へ移管され、村役場の一般職員も全て町役場に吸収された。しかしかろうじて村有林は町から無償で地区に払い下げられた。この共有林は、地区の財産保全のために編入の翌年に住民が1世帯100円ずつ出資して森林生産組合が設立されたのに伴って同組合の所有となった。そのため、加賀市新設に伴い旧村役場や小学校の敷地や建物は、大聖寺町から市の所有となったが、共有林は地区所有として守られた。これは瀬越の基本財産として後に重要な意味を持つようになる。

2. 自治組織の再編成と変遷

編入によって瀬越にどんな変化をもたらされたのであろうか。まず第1に行政村ではなくなったことである。行政村時代は政府や上部の行政単位の行政方針に従い、それらの末端業務を委任されながらも、村の財政が許す限り村独自の事業に関しては村で決定、遂行できた。そして前述したようにそれが水準以上に可能だった。しかし編入後、大聖寺町や加賀市など行政の末端機構となり、行政の末端業務が地区に委任される一方、地区内の、特に土木事業に関しては、地区だ

けで遂行することは財政面だけでなく許認可面でも行政に依存しなければならなくなったのである。瀬越は新たにそのための自治組織と業務機構を再編成しなければならなかった。ここでは自治組織の再編成とその構成員の状況と編成を、瀬越の役員の氏名と担当の係を記録した「役員任命簿」¹⁹と、ごく僅かではあったが聞き取りで知り得た範囲で説明していくことにする。

瀬越はそれまで単独村であったために、行政村時代の村政組織が実際の集落としての自治組織であった。そのために組織の再編成自体にはそれほど混乱は無かったと思われる。役員会は旧村会議の形態を引き継いで人員を8名とし、総代以下副総代、書記、会計その他各種係として編成された。係の種類は時と共に変わっているが、初期の頃には神社係、土木係、山林係、農業係、自警係、厚生係などがあった。役員の選出方法は地区全体で無記名の投票によって選んだが、当初の役員の中には旧村役場吏員や村会議員であった者もある¹⁰。最初の5～6年はほぼ同じメンバーが再選されているが、その中には十数年間にわたって連続して選出されている者もある。およそ1975年前後までは、いったん役員に選出されるとその後何年も継続して役に就くという傾向がみられる。役員選出の投票は実際は信任投票のような形になっていたという。これは元役場吏員や議員が集落運営の経験者として、あるいは教員など学識のある者が役員にふさわしいと見なされたということと同時に、地場産業のない瀬越では、他の集落より早い時期から勤めに出る者が多かったことも一因と考えられる。例えば、現在も農業と自営業を営んでいるある男性は28歳の時から村役に就いたというが、それは勤めに出ている者よりも時間的余裕があると思われているからだと言っていたことにも表れているように、当時はサラリーマン層が役員業務に時間を拘束されるのを嫌って、退職者や自営者に村役を任せがちだったようだ。役員の業務は行政への陳情なども含め市役所に出向くことも多いため、平日の日中に時間を割かなければならない場合があり、勤めに出ているものにとっては大きな負担となるのである。ともかく合併後しばらくは裕福な「瀬越村」時代を経験した者が役員となって町会運営を執行していたといえる。

1970年代後半に入ると、何年も継続して役員を担当していた者達の中から、一部の者に村役といふ負担を任せず、他の者も担当すべきという不満が出たという。そのため役員の選出方法が改正され、それ以降村役は長くても2年ないしは3年の任期で、30歳代半ばから70歳前後の男性の間をほぼ持ち回りとなり現在に至っている。その年代の住民の数には限りがあるため、大体中5～6年で村役がまわってくる形となっている。1955年から1964年までの10年間に役員を経験した者は17人であったのに対して、1975年から1984年の10年間に役員を経験した者は35人となっており、両年代間の役員に就く年齢層の人口の違いは多少あろうが、役員選出方法改正の効果が現れている。それまでに役員を務め、すでに高齢となっていた者は、以降ほとんどが役員にはなっていない。合併から約20年が経過していたこともあって、この時の変化は役員の世代交代をもたらした。瀬越出身者であっても裕福な瀬越村時代はまだ幼少で当時の記憶の薄い者達が集落の運営に携わるようになった。さらに瀬越出身者だけでなく、戦後瀬越に移入してきた者にも役員がまわっ

てくるようになった。

1980年代後半に入ると、1970年代後半以降に村役を経験した若い世代や、戦後転入者が区長を担当するようになり、役員の中には戦後生まれの世代の者も入ってくるようになった。役員のさらなる世代交代が進み、町会運営の中心は瀬越村時代をあまり知らない者達が担うようになってきたのである。

3. 現在の自治組織：役員と担当業務

ここで調査時点での自治組織の状況を述べておく。役員は区長、副区長、書記、会計、神社係、消防係、公民館長の7名となっている。他の係として有線係、連絡係、納税係などがあり、役員が兼任している。

町会運営は4月から翌年3月までを1年度として行われ、年度ごとに役員と班長が交代する。以前は1月が年度変わりであったが、4月が年度変わりである市との連絡に支障が起きないように、市からの要請で変わった。各係の任期は1年で再任も認められているが、現在のところ2年続けて役員を担当するのが通例となっており、しかし3年以上の再任は本人が希望しない限り認められていない。役員の変更は2年ごとに総入れ替えされるわけではなく、半数ずつ新しく入れ替えるという形を取り、業務の引継を円滑にしている。役員の選出にあたっては年度中に役員と班長合わせて12名からなる選考委員を設け、年齢構成や個人の職業の状況を考慮して次期役員を協議選出する。大体50歳代ぐらいまでに一度は役員になって貰うことになっているという。1993（平成5）年の役員会議事録で新役員候補の記録をみると、参考として、適齢に達しながら役員経験ない男性の名が数名上がり、中には最近10年の間に転入してきた者も入っていた。このことから役員が一部の者に偏らないよう配慮されていることが分かる。現役員は次期役員として名前があがった者の元へ交渉に出向くが、よほどの理由がない限り断ることはできないことになっている。

新役員が決定すると業務と継続事業の引継が行われ、年度始めの4月の総会で報告される。この総会は瀬越町森林生産組合と瀬越町納税組合の総会という形で行われるが、それらの組合員は事実上瀬越町民であるため、実質的に町会運営についての総会である。この中で前年度の決算及び事業報告と今年度の予算、事業報告が行われ、承認を受ける。住民全体が町会運営の協議に参加するのはこの通常総会の場合だけであるが、年度途中で住民の承認が必要なことが持ち上がった場合は臨時総会が行われる。総会は町内の有権者の全員参加となっており、事情により出席できない場合は、委任状が必要となる。

また町内は近隣の世帯数戸が集まって班が組織され、班ごとに1名ずつおかれた班長が役員会との取り次ぎにあっている。班は戦時下の隣組の組織を引き継ぎ当初は7班あったが、戸数減少に対応して現在では5班となっている。班長は年度ごとに1年交代で、班の中で持ち回りで受け持つことになっている。4月に班長会議が行われ、新班長は区長から仕事の説明を受ける。班

長の仕事は、主に区費や税金の徴収、連絡文書の回覧及び配布などで、班は町会の業務の事実上の末端単位となっている。

区長は市からの連絡や末端業務の依頼を受け、それらを役員会で区長報告として報告、住民にも連絡すべきことを協議し、回覧板や一部の家を除いてほとんどの町内の世帯にひかれた有線放送を使って連絡事項をまわす。回覧板は班長から各班内でまわされる。また区長は森林生産組合の組合長を兼任する。しかし森林生産組合の役員は3年ごとの改選となっているため、現区長が組合長とならない場合もある。副区長は区長の補佐・代理であり、任期2年目には区長に就くことになっている。

会計は町会運営費の管理を担当する。町会運営費の財源の中心は各世帯に割り当てられる区費である。区費は人員割と戸数割が併用され月ごとに徴収されるが、その中厳密な意味で区費として明細に計上されるのは、有権者1人当たりの650円である。その他積立金として有権者1人当たり200円が徴収される。戸数割りでは地区区長会助成金として1戸250円、積立金として1戸500円が割り当てられている。しかし世帯構成者の中に70歳以上の老人や身障者がいる場合は、当該者1人当たり200円が控除される。また、瀬越地内に土地を所有しながら現住していない不在地主に対しては、家持ちの場合年間12,000円、土地のみの場合年間6,000円を負担して貰っている。それに瀬越地内で法人経営を行っている法人に対しても法人割区費月12,000円が割り当てられている。区費は月末までに班長の元へ持っていき、班長が会計の元へ持っていく。不在地主の場合は手紙で連絡し、銀行に振り込んで貰う形になっている。区費としての収入は年間およそ150万円前後になる。

一方、国民年金や固定資産税など行政から依頼される徴収業務に関しては納税係が担当している。これは役員が兼任する。区長の元に届いた納付書は班長から各世帯に配布され、世帯ごとに直接納税係へ納めることになっている。期日までに行政に納めれば、手数料や取扱料が町会に一部還付され、両方で20万円弱となり、町会運営費の財源の一部となっている。

神社係は、瀬越住民が氏子となっている白山神社の掃除など管理を行い、厄払いも行う新年祭、3年に一度大祭となって神輿と獅子舞が町内を練り歩く春季恒例祭、そして秋季恒例祭、招魂祭、新穀祭の際に大聖寺の山下神社の宮司と連絡を取り、祭を取り仕切っている。元々神社係は、神社にかかる諸費用や「お初穂」と呼ばれる布施など、神社の会計を町会全体の運営費とは別に神社費として独自に管理する係であった。神社の建物や祭りに関する一切は氏子総代が取り仕切り、祭りに供物としてあげる餅も自宅で作るほどであったという。しかし勤めに出るなどして氏子総代の仕事が負担になってくると、1975年頃から餅は商店に頼むようになり、氏子総代は市の神社庁に登録する上での名目だけのものとなった。神社庁の登録は3年ごとに更新され、その時の役員の内3人が氏子総代として登録することになっている。現在神社費は町会運営費の中に組み込まれ、年間約30万円、大祭の年には約50万円の予算が計上されている。

消防係は町会の自衛消防団の活動を担当する。自衛消防団長がこの係に就いたこともあるが現在はその限りではない。自衛消防団は村時代の消防組の組織を引き継いでおり、合併後しばらくは自警団と称した。瀬越町の自衛消防団は塩屋、上木、永井、吉崎とともに塩屋分団を構成し、町会内の防災面を担当する組織であると同時に一種の年齢集団でもあり、青壮年団とも呼ばれる。元々青年団は中・高生から25歳ぐらいまで、消防団はそれ以上から40歳ぐらいまでの男性が参加するものであった。青年団は春や秋の祭りの時の獅子舞が主な活動である。自衛消防団は町内の防災面を担当し、毎月第1日曜日に放水訓練をして、毎年加賀市の大会に出場し、大聖寺地区の競技会では上位入賞を果たしたことがあるなど、活動は活発である。昔は練習などの参加時間を計算して区は年間手当を出していたが、現在は活動費として年間一律15万円が町会運営費の中の消防費から支給されている。また春の大祭の神輿行列をつくるのも自衛消防団である。現在では青年団と自衛消防団を担う年齢層が減少するのに伴ってそれぞれ単独での活動は困難になっているため、両団体で青壮年団として活動することが多く、そのため町会運営費の公民館活動費から支給される年間5万円の活動助成金は壮青年団として受け取っている。その他青壮年団の活動としては、夏の納涼祭の露店の出店をはじめとして幾つかの公民館活動の中心を担ったりもしている。

公民館長は公民館活動と呼ばれる町会全体での娯楽行事と義務人夫と呼ばれる奉仕活動の企画、世話の中心を担う。公民館活動は、毎年年度始めに役員と青年団、自衛消防団、婦人会の各団体の世話役が集まって内容と日程、担当団体を協議する。娯楽行事としては、現在ではなくなったが日帰りのバス旅行を始め、各種のスポーツ大会、納涼祭、宝引き大会、歩こう会、敬老会、専門家を迎えての講演会や楽焼会などがある。奉仕活動では神社や墓地の清掃を行い、これは各世帯から1名義務人夫を出すことになっているが、都合で人員を出せない世帯には1回あたり4,000円の協力金の支払いを課している。

町会運営に関する決定は月1～2回の役員会で協議される。しかし大きな事業がある場合は週単位で役員会が行われる場合もあるという。さらに役員は、行政との連絡のため、市役所に赴かねばならないことも多い。そのため勤めに出ている者にとっては役員業務はかなりの負担となると言って良い。役員には、役員報酬として、区長に年間8万円、副区長、書記、会計の3役には年間5万円ずつ、その他の役員には年間4万円ずつが町会運営費から支給されている。その他、納税係と連絡係に年間3万円ずつ、班長に年間5,000円ずつが手当として支給される。

4. 町会運営の変遷：経費の財源と運営方針

ここからは合併以降の町会運営の上での強調点がどのように変わっていったかを、調査中の聞き取りを元に述べていく。行政村でなくなったことの影響は、町会運営の要となる財政面にも反映されている。小学校や役場などの公共業務は町や市に移され、その経費も瀬越が負担することはなくなった。しかし、区道や神社、共有林などに関係した町会内の公共業務に関しては町会と

して経費を負担しなければならない。そして町会のみで行えない事業に関しては陳情によって市をはじめとする行政に補助を頼らなければならなくなったのである。

合併直後、まず運営費を確保するために、それまでの村税に変わる区費の導入が必要となった。どのように各世帯に区費を割り振るかについて種々の案が出たが、役場の職員であった者から、税金と同じように固定資産と所得から割り出すという方法がまず提案された。行政村時代に地主や議員であったような資産家層の家は本来私有地ではない道路も自分の敷地に取り入れているなどして、固定資産が大きかったが、戦後の混乱期であったこともあり、収入自体がないとして大きな反対を受けた。そこで他区の「小物成」を参考に戸数割と人頭割を併用して区費を徴収することになり、この制度は基本的に現在でも継続されている。しかし、区費制度を導入するにあたっては、行政村時代に税金を払わなくて済んだ時代を経験している住民には区費制度にはかなり抵抗があったらしく、反対の声も多かったという。

合併後しばらくの町会運営の方針は、瀬越全体をどうするかということより、住民個々人の生活を改善、向上させることが強調されていたと思われる。これは戦後の混乱から高度経済成長へと続く日本の中で、日本全体が生活向上に力を注いでいたことを考えれば当然ともいえる。高度成長期を迎え、就業層が増えて車の所有も増える中、道路の拡張と舗装改修は瀬越にとっても重要なことであった。

加賀市全体を見ると、『加賀市史』によれば1966年で国道の舗装率は100%、県道の舗装率に関しては、1976年で51%、1960年で93%であった。それと共に、自動車の保有台数は1960年代後半から大きくのび、1971年に貨物輸送を主体とした貨物自動車の台数を乗用自動車を上回って、1975年では1.6世帯に1台、また6人に1台の割合で自動車を保有するようになっている¹⁷⁾。それに対応して瀬越では自動車を乗り入れるための町会内の区道と、瀬越を挟む形で延びる国道、県道とのアクセス道路の整備に1980年前後まで力が注がれたという。

国道や県道、市道の場合、工事の管理責任と資金は全て行政が受け持ち、道路拡張に際して対象地が私有地にかかるときはきちんと補償される。しかし区道の場合、区の事業であるので基本的に区の経費でまかなわなければならないが、小規模の区の財政では困難であるので、行政に陳情しその広さに応じた補助金を支給して貰う。その際私有地の買収は区が行わねばならない。しかしやはり区の財政から補償を出すのは無理であるので、工事にかかる土地の所有者からは無補償での同意を取り付けなければならない。そこまでを区が行って市の補助が出るのである。前述したように区道の中には行政村時代の資産家たちが私有地に取り入れていたものもあったため、これらの有力者に頭を下げて工事の同意を願い入れるのはやりにくかったという。このことは前述した区費制導入時のエピソードと共に、行政村時代の記憶が町会の再編において多少の障害となっていたことを示している。

1980年代半ば、区道の整備が一段落した頃と思われるが、瀬越橋の改築の話が持ち上がった。

1931年に改築されたものの劣化が進んでいたためだった。市に陳情したが、市では当初歩道橋として考えていた。しかし改築運動の中心となった当時の区長は、「歩道橋では過疎化の進行を招く」として車の乗り入れができるものにしてほしいと地域振興の必要性を強調し、市議員にも協力を依頼したりしたという。区長が変わってもこの運動は引き継がれ、陳情を展開した。

同時にこの頃、瀬越内の一部の者達から、北前船主の里としての瀬越の歴史を見直そうとする動きが出てきた。中心となったのは、行政村時代に瀬越に生まれながら、戦後村を離れ、1960年代後半に再び瀬越に戻ってきた者を始め、戦後に移り住んだ者など、必ずしも行政村時代から継続して瀬越に暮らした者達ではなく、もちろん北前船関連産業で村が繁栄した時期を知らない世代である。彼等は、瀬越の特異な歴史とそれを物語る多数の神社の船絵馬、広い墓地、町内に残る多くの土蔵を目にし、これらを保存していくと共に改修、整備を加えれば、瀬越町を他にアピールできる集落として活性化していけると考えた。「日本一の金持ちの村」という時代もありながら「最も貧しい村」とも呼ばれる時代を経てなお戸数が減少していく瀬越を魅力的な町として活性化していくことは、若者の転出をとどめ、さらに他からの転入を促すことができると考えられ、役員にもこの構想の有効性が働きかけられた。そして瀬越橋の改築運動において両者の思惑が一致することになったのだった。また、この頃持ち上がっていた加賀市と県境の5町による「水と湯の文化連邦」という観光事業構想に関連づけ、この瀬越橋によって国道と県道をつなげば、福井県と加賀市のアクセス道路の1つとしての有望であることを強調し橋改修の陳情を繰り広げた。そして「船主の里」をアピールしようとする者達は、この構想の中に「北前船主の里・瀬越」を組み込みたいとする思惑もあった。

また、町会の公民館として使われていた旧瀬越村役場は、瀬越橋と市道の改築の対象区画にかかり取り壊されることになったため、新たな町会活動拠点が必要となった。瀬越橋の掛け替えと公民館の新築への動きはほぼ同時に進行することになった。再三の陳情が功を奏し、瀬越橋は両側2車線と歩道を持つ橋に架け替えられることが決まり、県と市の事業として行われることになったため、経費の面で瀬越町の負担はなかった。しかし公民館建設にあたっては、3,000万円近くの工事費の内850万円前後は補助金が出るとしても、あとは瀬越町の予算から捻出しなければならなかった。瀬越町では、年間の運営費に充てる普通会計の他に特別会計を組んでおり、その中で道路改良費として毎年いくらかを積み立てていた。その積立金を公民館建設資金にまわしたが、それでもまだ不足だった。その時瀬越町を助けたのは、合併時の役員達が瀬越の財産として残してくれた森林生産組合の土地であった。ここからは建築用の良質な砂が採れ、その搬出にともなう協力金を建設資金に充てることのできたのだった。

しかしこの森林生産組合の土地は、国定公園と市の保安林になっており、その利用に関して二重の規制がかかっていた。この規制を解除するための陳情も精力的に行われた。この規制そのものは解除することはできなからたが、後述する墓地造成の様な町の公共事業に伴う工事であると

ということで、規制の枠内での工事許可を得ることができたのだった。

公民館は1993年に完成し、瀬越橋も1995年に渡橋式が行われるに至った。この時には前述した「北前船の里構想委員会」あるいは「北前会」と呼ばれる、北前船主の里として瀬越町を見直すとするグループの一員が役員として町会運営の中心となっており、この時点から瀬越町の町会運営の方向と「北前船」による「活性化」への動きは同体となっていた。新公民館にはこの時市の指定文化財に指定された船絵馬が飾られ、それを記念して船絵馬の図案を使った額装の友禅染が町内と近隣の村、行政の関係者に配られた。また瀬越橋完成の前年には完成のプレイベントとしてお盆の納涼祭が大々的に行われた。この納涼祭には青壮年団を中心として露店が出されたほか、北前船を模した船が造られ、大家家の敷地前の大聖寺川にライトアップされて浮かべられた。これには市長や市議員にも招待状が出され、新聞やケーブルテレビの取材も受ける中、瀬越町は「北前船主の里」として外に大きくアピールしようとしていた。瀬越橋の完成に至っては、欄干には北前船をかたどった模様はめ込まれ、その図案を表紙に配し山中塗りで仕上げられたアルバムが記念品として住民を始め近隣の村や市にも配布された。

完成した新公民館は住民の活動の新たな拠点となり、公民館活動と呼ばれる住民が集う娯楽行事が活発になった。その内容については前述したが、それらは新しい公民館が完成したことで行われるようになったものが多い。以前の公民館は旧村役場を市から無償で借りて使用していたが、建物が古く狭かったためあまり活動の拠点とはなっていなかったというが、現在では婦人会の各種の講習会や、「預金講」あるいは「となり会」¹⁸⁾と呼ばれる近所同士の遊び仲間のグループの交流の場としても使われるようになった。

公民館や橋の工事が進む中、白山神社の改修工事と墓地の造成も行われた。その工事は現在も続いているが、これも「北前船主の里」を建築するための町づくりの一環として位置づけられており、特に神社改修は「平成の大改修」と呼んで、単なる改修ではないことが強調されている。これからも「北前船主の里」としての町づくりは町会運営の1つの方向として進んでいこうとしている。しかしその資金は現在の所区の基本財産に頼っており、前述した共有林からの砂搬出による協力金や、町民以外からの貸付地代によっている。また、現在行われている墓地の造成は、転入者を見込んでのこともあるが、将来瀬越町以外の者から要請があれば区画を貸し付け、その永代貸付料を町会運営費に充てようとする意味でも行われているものである¹⁹⁾。しかし「基本財産の切り売り」は限りがあるものであるため、町会内では反対の声も聞かれる。森林生産組合の土地からの砂の搬出は1997年以降は行わないということも聞いた。これからは市などの行政の補助への依存がますます高まっていくことになるだろう。

すでに「北前船主の里」として土蔵の改修や石畳の敷設などの街並み整備に関しては市に打診済みで、橋立の街並み整備が終わり次第瀬越町に着工して貰う了解が取れているという。また1999年に加賀市青年の家が移転・新築されるのにもなって、現加賀市青年の家である旧瀬越小

学校校舎は瀬越町に無償で払い下げられることに決まっているが、瀬越町ではそれを船絵馬をはじめ町内の土蔵に眠る昔の生活用具の展示・保存のための資料館にしようと考えており、そのための整備と管理も市に打診を図っている。

行政からの補助金があるかどうかは、瀬越町のような1集落の町会運営に大きな影響を与えるものである。しかし全国的に過疎化への対策が叫ばれる中、地域の活性化は行政にとっても1つの大きな関心であり、瀬越町でも「地域活性」を陳情の中で強調し、そのような行政側の動向にうまく乗ろうとしている。合併時「県下で最も貧しい村」であった瀬越は、現在「北前船」を武器に行政の中で発言の場を拡げようとしているのである²⁰⁾。

IV 考 察

これまで時代ごとの瀬越町の運営執行部の組織の変遷と運営の方向を述べてきたが、それらには常に何らかの形で「北前船」ないしは「北前船の歴史」が反映されていたと思われる。町会運営の変遷とはつまり、それらの影響力や意味が時代ごとに変化していったということでもあり、私は考える。その視点からもう一度各時代ごとの町会運営について再考してみよう。

<瀬越村時代>

行政村となるにはある程度の戸数と村政を支えるだけの財政的基盤が必要である。瀬越が行政村となれたのは、北前船交易産業によってそれらの条件を満たしていたからであると言える。瀬越は船主とそれに雇用される船員、そして交易産業に関わる商人が集まっていたことによって、農業、漁業などの地場産業がなくても戸数を保持できたとし、彼等からの税収で村政の基盤は十分に確保できたのだ。まさに瀬越は「北前船の村」であった。

北前船産業が衰退後、それでも大家・広海の「御両家」をはじめとする新事業への移行に成功した一部の船主の活躍で、戸数は減少していったが財政基盤は安泰だった。「北前船」そのものが村政の基盤ではなくなっていたが、「御両家」が北前船主であったからこそ成功したと考えれば、瀬越村時代を通して「北前船」は村財政の拠り所であったと言える。この時代「北前船」は村政の基盤であった。

<合併期とその後>

瀬越は「御両家」の手を放れ、「北前船」も「旧船主」も町会運営の上で全く関係のないものとなった。しかし、区費制導入時の対立に象徴されるように、行政村時代の裕福さを知る住民の間では「北前船」時代の意識は根強かったと思われる。この意識は、行政枠組みの変化という外側の変化によって、瀬越の内側から瀬越のあり方を位置づけ直さなければならなくなった際、足かせになっていたのではないだろうか。

また、その意識はある種の階級意識でもあったと思われる。船主や大家・広海などの大船主の船頭を輩出した家や、北前船関連産業、あるいは北前船衰退後に商売で財を築いた家、そしてそ

の財力で村会議員を輩出したような家を指して「資産家」と呼び、そうでない家と区別しているのを調査中幾度か耳にした。すでに船主や議員ではなくなっても、それを自負するような、そして彼等を特別視するような階級意識はあったらしく、戦後瀬越に転入してきた者の中には、そのような「北前船」に源を持つ階級意識があるために、「資産家」の家や人とはなじめなかったと語る人もいた。

家や個人同士のつきあいが少ないということは、調査中よく聞かれた「瀬越は半分田舎、半分都会」という言葉にも表れている。これは上述の階級意識と共に、転入世帯が多いということも関係している。瀬越は合併後も戸数が減少してゆく一方で転入者を受け入れていくが、一様な背景を持った世帯や人々を抱えている瀬越を1つの村落共同体として捉えることは、住民の中でも困難であっただろう。

さらに地区外への就業層の増加によってますます住民同士のつきあいは希薄になっていったと思われる。転入して村になじめなかったと語る者の中には、青壮年団や婦人会などの性別・年齢別の組織は、それらの転入者達を町会組織の中に組み入れる第1の場となっただけで、同性で同年代の個人同士ではうまくつき合えたという人もいた。ところが地区外への就業層が増えるにつれ人とのつきあいは現住しているところよりも仕事場でのものが大きくなっていった。調査中も最近の転入者の間でよく聞かれたのは、「瀬越の人とより仕事場でのつきあいが多く、瀬越のこともあまり知らない」というものだった。また、瀬越町には近くの大同工業に勤めるものが数人おり、彼等は独自に「大同会」という会を作って一緒に遊びに行ったりしているという話も聞かれた。このことから仕事場でのつきあいの優先性が増したことが汲み取れる。「瀬越」は単なる現住所の記載地になっていった感がある。

さらに瀬越には元々老人会のような年輩者が集まる組織がない。現在では瀬越住民の4分の1が65歳以上の年齢層になっているが、彼等には近所づきあい以上の交流の場がないのである。このことも住民同士の交流の希薄さを促す要因となっていたと思われる。

行政村時代は「裕福な村」という瀬越意識があったとすれば、この時期は何を持って瀬越という集落を位置づけるのかという住民の中の瀬越意識は、一様なものではなかったといえよう。そのためこの時期の町会運営の面で、道路改良など個人の生活改善が強調されたということは、もちろん当時の時代背景も大きく影響しているが、「瀬越をどうするか」という集落全体としての方向づけへの動きがまだ芽生えていなかったことを示しているのではないだろうか。

ともかくこの時期の瀬越における「北前船」の意味は、多様な住民意識の中の1つの要素であると共に、瀬越を1つのまとまりとして町会を運営していく際にはかえって障害であったとさえ言える。

<「活性化」へ>

自分たちの生活が落ち着いてきたとき、改めて自分たちの住む「瀬越」とはどんなところなの

かを再認識しようとする動きが出始めた。住民の間では恐らく、行政村時代の裕福さの恩恵を受けた者は現在の衰退ぶりを、彼等を含め永く瀬越に暮らしてきた者は世帯の減少や特に若者が村を出ていくことを、そして転入してきた者は住民同士の交流の希薄さを、瀬越の現状として認識したのであろう。役員は世代交代が進み、行政村時代をあまり知らないものや、戦後の転入者達が町会運営に携わるようになっていた。そして現状の認識と共に町全体として「活性化」が叫ばれるようになり、町会運営もその方向へと進んでいくことになった。その時、改めて瀬越の持つ特異な歴史「北前船」が、活性化の1つの材料として有効であることが再認識された。

前述したように、瀬越町の「活性化」は第1に「北前船主の里」として外観的な町の整備を行って魅力的なものにし、人口の流出を止めると共に、転入を促すという目的を持っていた。そのような土木工事を伴う開発による「活性化」が行われる中、住民の中では常に感じられていたと思われるもう1つの「活性化」への動きが表面化し、町会運営の新たな方向につながっている。それは瀬越住民同士の交流の「活性化」である。

住民同士のコミュニケーションの活性化を町会運営に反映させるよう提案したのは、行政村時代に財政の裕福さの恩恵を受け、村から奨学金を貰って進学した経験を持ち、継続して瀬越に暮らしてきたある男性だった。彼は義務人夫による奉仕作業の場も重要なコミュニケーションの場と捉え、欠席者に対して事実上の罰金である協力金を課すように提案した。さらに公民館が新築されると、年齢別団体の活動を活発にするために、子供会、婦人会、そして青壮年団に対して区から年間5万円の活動助成金を支給するようにさせた。区の予算を割くことで、各団体に対して活発な活動を行う義務を課したのである。

新築された公民館は住民の交流を図る上で重要な意味を持った。新築される以前にもバス旅行やカラオケ大会、盆踊り、スポーツ大会などが行われ、住民同士の交流の活性化の試みが行われていた。しかし住民の多くが公民館が新築されてから公民館活動が活発になったと感じているように、これは年齢別団体の活動の拠点としてはもちろん、住民全体が集う公民館活動の拠点として現在有効に利用されている。

さらに、住民同士の交流の活性化を図り、住民の発言の場を拡げることは、役員が執行する運営方針を住民に浸透させることにもつながり、開発による町づくりを促す上でも重要な意味を持つものと思われる。町の基本財産から捻出した資金で開発を行うことや、開発に伴って住民の生活に支障が出る可能性があること（例えば、砂を採掘することによって現在ほとんどの世帯が使用している井戸水の水質が変化すること、将来的に区費が増額されてしまうかもしれないこと、観光地化して静かな生活が壊されることに対する懸念が多く聞かれた）を考えると、開発に対する住民のさらなる理解が必要になる。現在役員をはじめ「北前船主の里」を構想する者達は、土蔵保有者が車庫への改築を望む中、歴史的景観の保存と街並み整備に不可欠なものとしてその保存を訴えている。さらに、将来旧瀬越小学校（現加賀市青年の家）を資料館として使用できるこ

とを見越して、現在では役に立たない昔の生活用具の保存もその所有者に願い入れている。それらに関しても住民の理解が必要である。

「北前船」を強調した町づくりには単に開発に対する理解を得るだけではなくて、住民が瀬越の歴史を再認識し、「北前船」の町として瀬越を理解することが不可欠である。公民館が新築されてから公民館活動として行われた、北前船に造詣の深い研究者や作家を招いての講演会の開催にはそのような意味も込められていたであろう。

さらに「北前船」を材料とした「魅力的な町づくり」によって将来外からの転入が増えていけば、町の外観の面だけではなく、内側の住民同士の交流のあり方も瀬越町での住み易さを左右することになる。公民館活動によって住民同士の交流が促されれば、以前の転入者が経験したような「なじめなさ」は軽減され、「住みやすい住宅地」としての瀬越を建設することが可能となる。最近の公民館活動の活発化は、すでにこの方向が実現されつつあるように思われる。最近10年間に瀬越町に家を持った世帯は4戸あり、そのうち2世帯は別荘としての家で瀬越町を生活の拠点とはしていないが、あとの2世帯は瀬越町の住民として現住している。彼等はいずれも「瀬越は人付き合いがべたべたしてなくていい」と、瀬越町の比較的都市的な状況を好みながらも、現住する2世帯の人々は「町の行事には積極的に参加するようにしている」と語り、町会の中に参加できる時と場所があることで「瀬越はなじみやすい所」と感じているようだ。

「北前船」は現在ではすでに瀬越町の100年前の歴史ではあるが、今、町会運営の上で重要な鍵となっている。町づくりの上ではもちろん、住民同士の交流を図る上でも重要な材料となっており、さらに一つの町としてのまとまりを構築する新たな瀬越意識の形成に大きく関わっている。ただし、「町のことは全て役員達で行ってしまう」、「仕事が忙しいから町のことにはあまり関心がない」、「『北前船』は一時全国的に北前船のブームがあったのに影響されて一部の者がやっていることで、現在の瀬越町には何の関係もない」と、現在の町会運営に対して距離を置いて見る住民も少なからず存在することは確かである。今後これらの多様な住民の声を、やはり「北前船」という船に取り込み乗せてしまうか、あるいは別々の船で同じ海を渡るか、それとも全く別の船をあたえるか、これからも役員の世代交代は進むであろうことも考えると、瀬越町の目的地は定まっていないといえる。しかも1集落としての瀬越町の運営の基盤になる運営費は、行政の補助の有無によって大きく影響される。補助獲得のためにも町の総意をとりまとめ、地域の活性化に取り組むことが今後の課題であると思われる。

V お わ り に

現在では加賀市という行政の中の小さな1集落となった瀬越町にとって、「北前船」は良くも悪くも様々な意味を持ってきた。裕福な行政村時代に培われた優越意識は、合併を経てもなお「瀬越の悪い癖」と住民が語ったように温存され、町会運営の妨げともなってきたが、それは今

再び「北前船」の新たな位置づけと共に徐々に解消されようとしている。それを示すように、行政村時代に瀬越に生まれ、1970年代半ばから1980年代前半にかけて役員として町会運営の中心に携わった経験を持つ現在80歳の男性が、「自分らはまだ（行政村時代の意識が残っていて）目が覚めていないが、今の若い人達は自分らができなかったことをしている」と語ったことや、活性化構想の中心人物に対して、私自身が「最近瀬越に入ってきた人達は『瀬越はすぐなじめたし、住みやすいところ』だと語っていた」と話すと、彼が非常に喜んでいたことが深く印象に残っている。

注

- 1) 瀬越は、1872（明治5）年の区・番制では、他4字とともに加賀国第19区3番組を、1976年の大区・小区制では、他23字と共に石川県第13区小5区を形成していた。また1878年の郡区町村編制では「瀬越村一円」として行政区画となり、戸長役場が置かれた。さらに1884年の区町村会法・地方税規則の改正に伴っては、瀬越他4字が1つの行政区画となり、塩屋村戸長役場が置かれた。
- 2) 『石川県町村合併誌』上巻、138～139。
- 3) 行政の長を官選にしたのは、特に行政の基盤となる税の徴収を政府が直接統制しようとしたためであったが、結局その徴収業務を円滑にするには、集落に旧来からあった慣行や有力者に依存せざるを得なかった（『加賀市史』通史・下巻、25～26）。
- 4) 『加賀市史』通史・下巻、36。
- 5) 『加賀市史』通史・下巻、36。
- 6) 13章参照。
- 7) 1889年当時で、大聖寺町は60字で2,079戸、塩屋村は10字で549戸、橋立村は2字で302戸、三木村は5字で450戸であった（『加賀市史』通史・下巻、40）。
- 8) 『加賀市史』通史・下巻、56。
- 9) 『加賀市史』通史・下巻、62～63、「第10表：江沼郡下区町村税実収額（大正9年度）」より。
- 10) 『加賀市史』通史・下巻、65、「第11表：江沼郡各町村諸税負担額（大正9年度）」より。
- 11) 「瀬越村村治一覧表」1932年、1941年。
- 12) 『瀬越村報』第3号、15。
- 13) 『瀬越村報』第3号、2。
- 14) 「石川県江沼郡瀬越村村政要覧」1949年。
- 15) これは合併の年1954年から現在までの役員任命記録であるが、1971年から1974年までの記録が抜けている。また、区長以外の係担当の記載がない年もある。
- 16) 『瀬越村報』の議員名簿と、合併時の新聞記事にある名前から、合併直後の役員8名のうち5名は元村会議員であったことが確認できた。ちなみに合併によって大聖寺町議会の議席の内1名は瀬越から出すことになり、合併時の村会議員8名のうち1名は町会議員となった。
- 17) 『加賀市史』通史・下巻、573～575。
- 18) この任意グループは、大体班を単位として組織され、調査では5班の内4班では確認できた。この仲間

には同性で同年代の者達が参加し、毎月数千円ずつ積み立てて、機会があると温泉旅行に行ったり、飲食会を催したりしているという。

- 19) 瀬越町民となった者には、1区画を無償で貸し付けるということが「瀬越町墓地管理規約」で定められている。
- 20) 1995年12月の加賀市議会では、市の財産としての瀬越町の歴史的景観の整備の必要性について、ある議員から発言があったが、この時の原稿は、当時の瀬越町の区長で「北前会」の中心人物の1人が作成した。